

城山山腹工事入札説明書

山口森林管理事務所の城山山腹工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

本工事は、電子契約システム試行対象案件である。

1. 公告日 令和8年8月7日

2. 分任支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局
山口森林管理事務所長 伊藤 慎一

3. 工事概要等

(1) 工 事 名 城山山腹工事 （電子入札対象案件）
（電子契約試行対象案件）

(2) 工事場所 山口県岩国市横山（城山国有林）

(3) 工事内容 別冊図書及び別冊仕様書のとおり。

(4) 工 期 契約締結日の翌日から令和9年2月4日まで

なお、週休2日を達成できないことを事由に工期を減じることとはしない。

(5) 使用する主要な資機材 別冊図書及び別冊仕様書のとおり。

(6) 支障木の有無 有（本工事にかかる支障木の処理経費については、予定価格に含む）

(7) 本工事は、週休2日を促進するため、現場閉所による通期の週休2日は必須とし、さらに月単位の週休2日に取り組むことを前提として直接工事費及び間接工事費の一部を補正して実施する試行工事（発注者指定方式）である。

契約締結後、週休2日を確保して実施するものとし、その取組状況に応じ林野庁工事成績評定要領（平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知）に基づく工事成績評定において評価を行うとともに、週休2日の取組実績証明書を発行する。

(8) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(9) 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の適用

ア 本工事は、「総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）」（以下「本方式」という。）の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等を含む）について合意するものとする。

イ 本方式の実施方式は、工事数量表の細別の単価に請負代金比率（落札金額を予定価格で除したもの）を乗じて得た各金額について合意する方式とする。

ウ 本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）実施要領の制定について（試行）」（令和3年11月1日付け3林政政第357号林野庁林政部林政課長通知）及び「総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）実施要領の解説について（試行）」（令和3年11月1日付け林野庁林政部林政課長事務連絡）によるものとする。

(10) 本工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所（相互の間隔が直線距離で10km程度又は移動時間が60分程度）において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。

(11) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費等の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う工事である。

(12) 本工事は、山林砂防工適用工事であるため、施工困難工事に指定する。

(13) 本工事は、令和7年度積算基準に基づくものであるが、令和8年3月30日に「令和8年4月から適用する森林整備保全事業設計積算要領等に係る取扱いについて」（令和8年3月30日付け7林整計第589号林野庁森林整備部計画課長通知）が通知されたことを踏まえ、工事の発注者又は受注者は、国有林野事業工事請負契約約款第63条の規定に基づき、次の方式により算出された請負代金額等に変更する協議を行うことができるものとする。

変更後の請負代金額等＝P新×k

この式において、「P新」及び「k」は、それぞれ以下を表すものとする。

P新：新積算基準により積算された予定価格に相当する額（単価は入札書の受付開始の日のもの）

k：当初契約の落札率

(14) その他

ア 本工事は、入札に係る競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出及び入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

この申請の受付窓口及び受付時間は次のとおりである。

・受付窓口：別表１の５のとおり。

・受付時間：別表１の５のとおり。

イ 電子入札システムで利用できるＩＣカードは、一般競争参加資格審査申請を行い、承認された競争参加有資格者名で取得したＩＣカードであって、農林水産省電子入札システムにおいて利用者登録を行ったものに限る。

4. 競争参加資格

競争参加資格については、以下の(1)から(12)までの条件を全て満たすこと。

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第 70 条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 近畿中国森林管理局の競争参加資格のうち、別表 1 の 1 に示す一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿中国森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再確認を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 元請けとして、別表 1 の 2 に示す同種工事を施工した実績を有すること（共同企業体が同種工事を施工した場合における構成員の実績については、出資比率が 20%以上である構成員に限り、当該構成員の実績として認める。）。なお、当該実績が森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長、治山センター所長及び総合治山事業所長（以下「森林管理局長等」という。）の発注した工事の場合、「林野庁工事成績評定要領」（平成 10 年 3 月 31 日付け）10 林野管第 31 号林野庁長官通達）第 4 の 3 に規定する工事成績評定表の評定点（以下「工事成績評定点」という。）が 65 点未満のものは、実績として認められない。

共同企業体にあつては、全ての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有することとし、構成員のうち実績の一番高いもので評価する。

(5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を配置できること。

ただし、請負金額が 4,500 万円以上の場合は専任で配置すること。この場合、契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）及び、工事完成後、検査が終了し事務手続き、後片付け等のみが残っている期間においては、必ずしも主任技術者又は監理技術者の専任の配置は要しない。

また、主任技術者又は監理技術者の継続的な技術研鑽の重要性や建設業の働き方改革を推進する観点から、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で技術者が短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保し、発注者の承認を得た場合は主任技術者又は監理技術者の配置は要しない。

ア 1 級若しくは 2 級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

(ア) 1 級又は 2 級建設機械施工技士の資格を有する者。

(イ) 技術士の資格を有する者（技術士法（昭和 32 年法律第 124 号）第 4 条第 1 項の規定による第二次試験のうち、技術部門を森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業土木」、「農業－農業農村工学」又は「森林－森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者に限る。）

(ウ) (ア) 又は (イ) と同等以上の能力を有するものと国土交通大臣が認定した者。

イ 別表 1 の 2 に示す期間に完成・引渡し完了した上記 (4) の同種工事の施工経験を有する

者であること。共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が 20%以上である場合のものに限る。ただし、共同企業体にあつては、1 人の主任技術者又は監理技術者が上記の同種工事の施工経験を有していればよい。

なお、森林管理局長等が発注した同種工事に係る施工経験である場合、工事成績評定点が 65 点以上のものに限る。

ウ 請負金額が 4,500 万円以上の場合の主任技術者の専任に係る取扱いについては、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が直線距離で 10 km 程度又は移動時間 60 分程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条第 2 項により、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができるものとする。

なお、この場合において、同一専任の主任技術者が管理することができる工事の数は、原則 3 件までとする。ただし、監理技術者には適用しない。

エ 監理技術者が必要となる工事にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。

- ・ 平成 16 年 2 月 29 日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。
- ・ 平成 16 年 2 月 29 日以前に監理技術者講習を受けた者であつて、平成 16 年 3 月 1 日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格証及び指定講習受講修了証を有する者。

オ 建設業法第 7 条第 2 号、第 15 条第 2 号に規定する営業所ごとに専任として置く営業所技術者等として登録されている者にあつては、他の建設工事において主任技術者又は監理技術者として職務を兼務していない者であること。

カ 当該工事を受注した場合において、主任技術者又は監理技術者が必要となる工事にあつては、配置予定技術者との直接的かつ恒常的な雇用関係が申請書提出日以前に 3 ヶ月以上あること。

(6) 申請書及び確認資料（以下「申請書等」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿中国森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通知。以下「工事請負契約指名停止等措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

(7) 森林管理局長等が発注した同種工事のうち、別表 1 の 3 に示す期間に完成・引渡しした工事の実績がある場合においては、工事成績評定点の平均が 65 点以上であること。

(8) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がある建設業者でないこと。

(9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

（ア）親会社と子会社の関係にある場合

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

（ア）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

（イ）一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他、ア又はイと同視しうる資本関係若しくは人的関係があると認められる場合。

(10) 建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、別表 1 の 4 に示す区域内に所在すること。また、共同企業体として資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、別表 1 の 4 に示す区域内であること。

(11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(12) 以下の届出の義務を履行していない建設業者（建設業法第 2 条第 3 項に定める建設業者をいい、届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）でないこと。

① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務

② 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務

③ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

5. 設計業務等の受託者等

(1) 4. の(8)の「本工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

該当なし

(2) 4. の(8)の「当該受託者と資本関係若しくは人的関係がある建設業者」とは、次の①又は②に該当するである。

① 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者

② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

6. 競争参加資格の確認等

(1) 本競争入札の参加希望者は、4. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い申請書等を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。4. の(2)の認定を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、4. の(1)及び(3)から(12)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて 4. の(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時ににおいて 4. の(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。

申請書等の提出は、以下により電子入札システムを用いて提出すること。

ただし、紙入札方式の場合は原則として電子メール（電子メール送信容量は上限 7 MB のため、複数回に分けて送信すること。以下同じ）で送信すること（提出期限必着。）。

〔電子入札システムによる提出の場合〕

ア 提出期間：別表 1 の 5 のとおり。

イ 提出方法：

申請書等（ファイル形式はウによる。）は、電子入札システム「競争参加資格確認申請書」画面の添付フィールドに添付して提出すること。

「申請書」（様式 1-1）及び「確認資料」（様式 1-2、2、3 及び添付資料）は、契約書の写し等の添付資料を本文の様式に貼り付けてファイルにまとめて提出するか、申請書及び確認資料の様式と添付資料を合わせて 1 つの圧縮ファイルにまとめて提出すること。

ただし、申請書等の合計ファイル容量が 10MB を超える場合には、下記の（ア）から（エ）の内容を記載した書面（様式は自由）を電子入札システムの「競争参加資格確認申請書」画面の添付資料フィールドに貼り付け、申請書等は、下記（オ）記載の提出場所に原則として電子メールで送信すること。

なお、電子入札システムとの分割提出は認めない。

（ア） 電子メールで提出する旨の表示

（イ） 書類の目録

（ウ） 書類のページ数

（エ） 送信年月日、会社名、担当者名及び電話番号及びメールアドレス

（オ） 提出場所：別表 1 の 5 のとおり。

ウ ファイル形式：

電子入札システムにより提出する申請書等のファイル形式については、以下のいずれかの形式にて作成すること。

- ・ Microsoft Word
- ・ Microsoft Excel
- ・ その他のアプリケーション PDF ファイル
- ・ 画像ファイル JPEG 形式又は GIF 形式
- ・ 圧縮ファイル ZIP 形式

〔紙入札方式による提出の場合〕

エ 提出期間：別表 1 の 5 のとおり。

オ 提出場所：別表 1 の 5 のとおり。

(2) 申請書は、様式 1-1 により作成すること。

(3) 確認資料は、次に従い作成すること。

ただし、アの同種工事の施工実績（様式 2）、イの配置予定の主任（監理）技術者の資格・

同種工事の経験（様式 3）については、工事が完成し、引渡しが済んでいるものに限り記載すること。

なお、アの同種工事の施工実績（様式 2）及びイの配置予定の主任（監理）技術者の資格・同種工事の経験（様式 3）に記載する施工実績が、森林管理局長等の発注した工事である場合にあっては、当該工事に係る工事成績評定通知書等の評定点を証明する書類（以下「工事成績評定通知書等」という。）の写しを添付すること。

提出書類は、申請書（様式 1-1）を表紙として、以下様式 1-2、様式 2、様式 3 及び添付資料を全てまとめ、一連の通し番号を付して提出すること。

通し番号は、次の例により表示すること。

表示例：提出書類の総枚数（添付資料を含む。）が 15 枚の場合

様式 1-1 を「1/15」とし、以下 2/15、3/15・・・14/15、15/15

また、提出書類の添付資料のうち様式 2、様式 3 に係わる添付資料は、提出（省略）確認のため、提出書類（競争参加資格）一覧を（様式 1-2）を作成し、提出すること。

なお、令和 8 年 4 月 1 日以降の公告日で山口森林管理事務所への入札参加が 2 回目以降となる場合は、令和 8 年 4 月 1 日以降の公告日で提出した上記添付資料のうち、初回以降に提出したものと内容に異同がない提出資料に限り、提出を省略できる。

ア 同種工事の施工実績（様式 2）

4. の(4)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を様式 2 に 1 件記載すること。

同種工事の要件が複数（例：「林道の新設工事（林道規格 2 級以上）」及び「治山事業（溪間工事又は山腹工事）」の場合は、要件毎にそれぞれ 1 件、実績を記載すること（一方の要件に係る実績のみ記載の場合は同種工事の実績等と見なさないので注意すること。

ただし、同一工事で複数の要件を満たす場合は、その工事 1 件でよい。）。

イ 配置予定の主任（監理）技術者の資格・同種工事の経験（様式 3）

4. の(5)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を様式 3 に記載すること。他工事の従事状況においては、国・都道府県・市町村・民間の別、専任又は非専任の別にかかわらず記載し、本工事を受注した場合の対応措置においては、従事案件における発注者の意向を踏まえ、明確に記載すること。

なお、配置予定技術者として複数人の候補技術者を記載することもできる。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とすることは差し支えないものとするが、他工事の落札者又は落札予定者となったことにより記載した配置予定技術者を配置することができなくなったときは、直ちに提出した申請書等の取り下げ又は入札辞退を行うこと。申請書等の取下げは、申請書等を電子入札システムにより提出した場合であっても、書面により行うこと。

他工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、「工事請負契約指名停止措置要領」に基づく指名停止を行うことがある。

ただし、実際の施工に当たって、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において、発注者との協議により、主任技術者及び監理技術者を変更（16. 参照）できるものとする。

同種工事の施工経験については、要件が複数（例：「林道の新設工事（林道規格 2 級以上）」及び「治山事業（溪間工事又は山腹工事）」の場合は、要件毎にそれぞれ 1 件、施工経験を記載すること（一方の要件に係る施工経験のみ記載の場合は同種工事の施工経験等と見なさないので注意すること。ただし、同一工事で複数の要件を満たす場合は、その工事 1 件でよい。）。

ウ 契約書の写し等（添付資料）

アの同種工事の施工実績及びイの配置予定の主任（監理）技術者の資格・同種工事の経験において、施工実績等として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること。ただし、当該工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（CORINS）」（以下「CORINS」という。）に登録されており、その内容によりア及びイを確認できる場合は、工事カルテの写しの提出又は当該工事の CORINS 登録番号の記載により施工証明とすることができ、契約書の写しを提出する必要はない。

なお、「CORINS」に登録のない工事及び「CORINS」において工事内容を確認できない工事（簡易 CORINS で登録した工事等）にあっては、契約書の写しのほかに施工計画書等の当該工事の内容（同種工事等の工事実績及び配置予定技術者の従事実績）を確認できる書類を添付

すること。

なお、アの同種工事の施工実績及びイの配置予定の主任（監理）技術者の資格・同種工事の経験に記載した同種工事が、森林管理局長等の発注した工事の場合は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

ただし、アの同種工事の施工実績及びイの配置予定の主任（監理）技術者の資格・同種工事の経験に記載した同種工事が同一工事の場合は、一方の資料の添付を省略できる。

また、イの配置予定の主任（監理）技術者の資格・同種工事の経験には、配置予定技術者が有する資格を証明する書類の写し、申請者が直接雇用していることが確認できる書類（監理技術者資格証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料の写し等。）及び本店・営業所等の専任技術者として登録されている者の氏名が確認できる資料（建設業許可申請の際に提出している「専任技術者一覧表」又は「専任技術者証明書（変更届を含む。）」の写し等。）を添付すること。

なお、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写しを提出する場合は、記号及び番号等に必ずマスキングを施して添付すること。

必要書類が添付されていないものについては、入札に参加できないので留意すること。

エ 経営の状況等

本店、支店又は営業所の所在が確認できる資料（本店にあっては、所在地が記載されている建設業許可通知書の写し、建設業許可申請書若しくは変更届出書（建設業許可部局の接受印のあるもの）の写し又は、競争参加資格者名簿兼資格確認通知書の写し、支店又は営業所にあっては、所在地が記載されている建設業許可申請書又は変更届出書（建設業許可部局の接受印のあるもの）の写し）を添付すること。

オ 社会保険等加入状況

4. の(12)の①から③までの届出の義務を履行しているか否かを確認するため、総合評定値通知書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に規定するもので、申請日直近のものをいう。）の写し等を提出すること。

(4) 確認資料の作成説明会

原則として実施しない。

(5) (1)の期間内に資料の提出がない場合（必要書類の未提出等も含む）又は確認資料の記載内容が適正と認められない場合は入札に参加できない。

なお、記載内容は、具体的な根拠を伴い、担保・確認ができるものとし、抽象的内容（丁寧に施工する等）の記載は認めない。

(6) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、電子入札システムによる申請者には電子入札システムで、紙入札方式の申請者には書面で、競争参加資格の有無について別表2の1に示す日までに通知する。

なお、競争参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

(7) 申請書等のヒアリング

ヒアリングについては、原則として実施しない。

(8) その他

ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 分任支出負担行為担当官は、提出された申請書等を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書及び確認資料は、返却しない。

エ 提出期限以降における申請書及び確認資料の差し替え及び再提出は認めない。

ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして、分任支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。

7. 競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（別紙様式1）により説明を求めることができる。

ア 提出期限：別表2の2のとおり。

イ 提出場所：別表1の5のとおり。

ウ 提出方法：原則として電子メールに書面を添付して送信（締切日必着）すること。

(2) 分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、別表2の2に示す日までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

- (3) (1)の理由の説明を求める書面（申立者の名称及び住所を含む）及び(2)の回答を行った書面の写しを次のとおり閲覧に供する方法により公表する。
- ア 閲覧期間：別表2の2のとおり。
- イ 閲覧場所：(1)のイに同じ。
- (4) (2)の回答書による説明に不服がある者は、分任支出負担行為担当官に対して、次に従い、書面（別紙様式2）により再苦情を申し立てることができる。
- ア 提出期限：(2)の回答書を受け取った日から7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日という。」）を除く。）以内
- イ 提出場所：別表1の5のとおり。
- ウ 提出方法：原則として電子メールに書面を添付して送信（締切日必着）すること。
- (5) 再苦情の申立てについては、近畿中国森林管理局入札監視委員会で審議する。
- (6) 分任支出負担行為担当官は、再苦情の申立てがあった者に対し、(5)の入札監視委員会の審議結果を踏まえた上で、審議結果の報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、次の内容を書面により回答する。
- ア 申立てが認められないときは、再苦情の申立てに根拠が認められないと判断された理由
- イ 申立てが認められるときは、分任支出負担行為担当官が講じようとする措置の概要
- (7) (4)の再苦情を申立てた書面（申立者の名称及び住所を含む）及び(6)の回答を行った書面の写しは、(5)の審議概要及び、(3)の公表資料とともに、近畿中国森林管理局において公表する。

8. 入札説明書及び閲覧図書等に対する質問

- (1) この入札説明書及び閲覧図書等に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由。）により提出すること。
- ア 受領期間：別表2の3のとおり。
- イ 提出場所：別表1の5のとおり。
- ウ 提出方法：原則として電子メールに書面を添付して送信（締切日必着）すること。
- (2) (1)の質問に対する回答は、書面（電子メール）により行う。また、質問及び回答書の写しを、入札公告日の翌日から開札日の前日まで、近畿中国森林管理局のホームページ「公告中の案件に関する質問及び回答」に随時掲載する方法により公表する。
- ホームページアドレス
<https://www.rinya.maff.go.jp/kinki/apply/publicsale/nyusatu/public-qa.html>

9. 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 電子入札システムによる入札：別表1の7のとおり。
- (2) 紙入札方式による入札：別表1の7のとおり。
- (3) 開札：別表1の7のとおり。
- (4) 紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写しを持参し、入札前に確認を受けること。
- なお、代理人が入札する場合は委任状をあわせて持参し、入札前に確認を受けること。

10. 入札方法等

- (1) 入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、入札書は、紙により封緘のうえ、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し持参すること。持参以外の方法による提出は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は原則2回までとするが、分任支出負担行為担当官の判断により追加の入札を行う場合でも3回を限度とする。
- (4) 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙1）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

11. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：納付

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金に代えることができる。

ア 利付き国債の提供

イ 金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証。

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 以上とする。

12. 工事費内訳書の提出

(1) 第 1 回の入札に際し、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出すること。

なお、工事費内訳書は、様式自由とするが、数量、単価、金額については、必ず記載すること。

また、材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する労働者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成 28 年法律第 111 号）第 10 条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）及び建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）第 2 条第 5 項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金を明記すること。

ア 電子入札システムの場合

(ア) 提出方法

工事費内訳書を 6. の (1) のウに示すファイル形式にて作成し、工事費内訳書添付フィールドに添付し、入札書とともに送信すること。ただし、工事費内訳書のファイル容量が 10MB を超える場合には、次の (イ) により提出すること。

(イ) 電子メールについて

工事費内訳書のファイル容量が 10MB を超える場合には、工事費内訳書についてのみ電子メール（締切日時必着）で提出すること。電子メールで提出する場合には、工事費内訳書の一式を送信するものとし、電子入札システムとの分割による提出は認めない。電子メールにより提出する場合には、入札書の添付書類として、下記 (A) から (D) の内容を記載した書面（様式は自由。）を作成し、工事費内訳書添付フィールドに添付し電子入札システムにより送信すること。

(A) 電子メールで提出する旨の表示

(B) 書類の目録

(C) 書類のページ数

(D) 送信年月日、会社名、担当者名及び電話番号及びメールアドレス

提出先は、別表 1 の 5 のとおり。

イ 紙入札方式の場合

入札書とともに工事費内訳書を提出すること。

(2) 提出された工事費内訳書は返却しないものとする。また、必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

(3) 入札参加者は、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し、記名を行った工事費内訳書を提出すること。

分任支出負担行為担当官が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。

また、当該工事費内訳書が、下表各号に掲げる場合に該当するものについては、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

1 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	(1)	工事費内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	工事費内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事費内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	工事費内訳書が特定できない場合
	(6)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
3 添付すべきではない	(1)	他の工事費内訳書が添付されていた場合

書類が添付されていた場合		
4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	工事名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	工事費内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5 その他未提出又は不備がある場合		

13. 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、「電子入札システム運用基準（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務）」（令和5年6月）に定める立会官を立ち会わせて行う。

紙入札方式による場合にあっては、競争参加者又はその代理人が立ち会い、開札を行うものとする。なお、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせ開札を行う。

14. 入札の無効

- (1) 入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札並びに現場説明書、入札説明書及び入札者注意書（原則、現場説明書は電子入札システムの本件工事に係るページ、入札説明書は近畿中国森林管理局ホームページの「一般競争入札一覧」内の本件工事のページ、入札者注意書は近畿中国森林管理局ホームページの「公売・入札情報」>「入札情報」>「各種様式・約款」のページからそれぞれダウンロードすることにより交付。）において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効な入札を行った者を落札者としたことが明らかとなった場合には落札決定を取り消す。

上記の場合には、「工事請負契約指名停止等措置要領」第1第1項の規定に基づく指名停止又は第10の規定に基づく書面若しくは口頭での警告若しくは注意の喚起を行うことがある。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に於いて4.に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

- (2) 当該工事の入札において、次の各号のいずれかの不正な行為を行なった者による入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

ア 自身又は特定の事業者が入札に参加可能となるよう、又は不可能となるよう参加資格要件を変えるよう発注担当職員に対し要求する行為。

イ 自身又は特定の事業者が入札に参加が可能となるよう、又は不可能となるよう入札参加資格審査に圧力をかけるような要求行為。

ウ 非公開または公開前における設計金額、予定価格、見積金額又は予決令第85条に基づく調査基準価格及びこれらが類推できる因子等を教示するよう発注担当職員に対し要求する行為。

エ 非公開又は公開前における総合評価落札方式における技術点を教示するよう発注担当職員に対し要求する行為。

オ 特定の事業者等が入札に参加しているか否かを教示するよう発注担当職員に対し要求する行為。

カ 入札参加者名を教示するよう発注担当職員に対し要求する行為

キ 入札に先立って提出される申請書等の資料に関し、その内容について助言や確認、修正を要求する行為。

ク 前各号に掲げるもののほか、自身又は他の事業者への便宜、利益若しくは不利益の誘導又は談合につながるおそれのある要求行為。

- (3) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙1）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すことができるものとする。

- (4) (3)に該当する事実が契約後に確認された場合は、発注者は国有林野事業工事請負契約約款第48条第9号・11号を適用し、契約を解除することができるものとする。

15. 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、予定価格が1千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格では当

該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

ただし、電子入札等で当該者が入札に立ち会わない場合、又はくじを引かない者がある場合は、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。

- (3) 予定価格が1千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、17.に示すとおり予決令第86条の調査を行うこととし、調査の対象となる者は、これに協力しなければならない。

なお、予決令第85条の調査の詳細については、「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」（平成6年4月19日付け6経第750号大臣官房経理課長通知）による。

16. 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を解除することがある。ただし、技術者の継続的な技術研鑽の重要性や建設業の働き方改革を推進する観点を踏まえ、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で技術者が短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保し、発注者の承認を得た場合を除く。

なお、実際の工事に当たって受注者は、工事の継続性等に支障がないと認められる場合において下記のいずれかに該当する場合、発注者との協議により、技術者を変更できるものとする。

- (1) 病休、退職、死亡、その他分任支出負担行為担当官が認める事由等による場合。
- (2) 受注者の責によらない理由により工事の中止がなされ又は工事内容の大幅な変更が発生し工期が延長された場合。
- (3) 工場から工場以外の場所へ工事の現場が移行する時点（橋梁等工場製作を含む工事の場合）。
- (4) 一つの契約工期が多年に及ぶ場合（大規模な工事の場合）。

いずれの場合であっても、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時期とするほか、配置する主任技術者等の資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験であって、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。

17. 調査基準価格を下回った場合の措置

- (1) 調査基準価格以下で入札した応札者が契約相手方としての候補者となった場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、入札者から調査資料の提出、事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者を決定する。この調査期間に伴う当該工事の工期延長は行わない。

なお、調査基準価格とは、予定価格算出の基礎となった次に掲げる①から④の額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

- (2) 提出を求める調査資料等

- ア 当該価格で入札した理由
- イ 積算内訳書
- ウ 手持ち工事の状況
- エ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫との関係
- オ 手持ち資材の状況
- カ 手持ち機械の状況
- キ 労務者などの具体的供給見通し
- ク 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者
- ケ 経営内容

- (3) 調査資料の提出期限は、調査を行う旨連絡を行った日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）とし、提出期限後の差替え及び再提出は認めないものとする。

また、提出期限までに調査資料の提出を行わない場合、事情聴取に応じない場合など調査に

協力しない場合は、入札注意書に定める入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とし、「工事請負契約指名停止等措置要領」第1第1項の規定に基づく指名停止又は第10の規定に基づく書面若しくは口頭での警告若しくは注意の喚起を行うことがある。

- (4) 入札者が、虚偽の調査資料を提出若しくは虚偽の説明を行ったことが明らかとなった場合、又は監督の結果内容と入札時の調査の内容とが著しく乖離した場合には、当該工事の成績評定にて厳格に反映するとともに、過去に同様の措置を受けたことがあるなど悪質性が高い者に対しては、「工事請負契約指名停止等措置要領」第1第1項の規定に基づく指名停止を行うことがある。
- (5) 低入札価格調査又は特別重点調査を受けた契約相手方が、近畿中国森林管理局管内で令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間に完成した工事に関して、65点未満の工事成績評定点を通知された企業の場合は、建設業法の定めにより配置する技術者とは別に4の(5)に定める要件と同一の要件を満たす技術者を専任で1名現場に配置することとする。

18. 契約書作成の要否等

本工事は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う試行対象工事である。

電子契約システムによりがたく、紙での契約手続きを希望する者は、紙契約方式承諾願（別紙様式）を提出しなければならない。

電子契約システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙契約方式に変更する場合がある。

紙契約方式に当たって使用する契約書は、別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。（落札者が決定したときは、遅滞なく（7日を目安として分任支出負担行為担当官が定める期日までとする。なお、契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、その事情に応じて期日を考慮するものとする。）契約書の取りかわしをするものとする。）

19. 支払条件

(1) 前金払：有

ただし、契約額が300万円以上の工事に限る。

(2) 中間前金払：無（本工事は工期が150日未満につき該当しない。）

部分払：有（落札者の選択事項であり選択するものとする。）

ただし、低入札価格調査を受けた者に係る契約保証金及び発注者の解除権行使に伴う違約金の額については、国有林野事業工事請負契約約款第4条第3項中「10分の1」を「10分の3」に、第6項中「10分の1」を「10分の3」に、第55条第2項中「10分の1」を「10分の3」に読替えるものとする。

また、前金払については、国有林野事業工事請負契約約款第35条第1項中「10分の4」を「10分の2」に、第6項中「10分の4」を「10分の2」に、「10分の6」を「10分の4」に、第7項及び第8項中「10分の5」を「10分の3」に、「10分の6」を「10分の4」に読替えるものとする。

20. 関連情報を入手するための照会窓口

別表1の5のとおり。

21. その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 落札者は、6の(3)の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

ただし、請負金額が4,500万円以上の場合は、6の(3)の資料に記載した技術者を、当該工事の現場に専任で配置すること。なお、建設業者は、建設業法上その営業所ごとに専任の営業所技術者等を置くことになっており、工事の主任技術者等は原則兼務できないが、建設業法第26条の5の要件を全て満たす場合には1工事現場を限度として当該工事の主任技術者等を兼務できる。

(3) 電子入札システムは土曜日、日曜日及び祝日等を除く、9時から17時まで利用することができる。

(4) 障害発生時及び電子入札システムの操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

【システム操作・接続確認等の問い合わせ先】

農林水産省電子入札センターヘルプデスク

受付時間：土日、祝日及び年末年始を除く、9時から16時（12時から13時までを除く。）

電話:048-254-6031

メールアドレス:help@maff-ebic.go.jp

- (5) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。
- (6) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を電子メールにより送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。
- なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電話等により連絡する。
- (7) 下請契約からの社会保険等未加入建設業者の排除等について
- 工事の施工のために請負契約を締結する工事において、受注者は、原則として、社会保険等未加入建設業者を下請負人とはしないものとする。
- ただし、受注者は、次のア又はイに掲げる下請負人の区分に応じて、それぞれに掲げる要件に該当する場合は、下請負人としてすることができる。
- ア 受注者と直接下請負契約を締結する下請負人
- 次のいずれにも該当する場合
- (ア) 当該社会保険等未加入業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
- (イ) 発注者の指定する期間内に当該保険等未加入建設業者が4.の(12)の①から③に掲げる届出をし、当該事項を確認することのできる書類（以下「確認書類」をいう。）を、受注者が発注者に提出した場合
- イ アに掲げる下請負人以外の下請負人
- 次のいずれかに該当する場合
- (ア) 当該社会保険等未加入業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
- (イ) 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当な理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合
- (8) 下請負人が社会保険等未加入建設業者である場合において違約罰に該当する要件並びにその額について
- 受注者は、次のア又はイに掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、次のア又はイに定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- ア 社会保険等未加入建設業者が前(8)のアに掲げる下請負人である場合において、同アの(ア)に定める特別の事情があると認められなかったとき又は受注者が同アの(イ)に定める期間内に確認資料を提出しなかったとき
- 受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額
- イ 社会保険等未加入建設業者が前(8)のイに掲げる下請負人である場合において、同イの(ア)に定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同イの(イ)に定める期間内に確認資料を提出しなかったとき
- 当該社会保険等未加入建設業者がその受注者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額
- (9) 入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。
- (10) 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知
- 落札者は、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、分任支出負担行為担当官に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて別紙様式により通知すること。
- (11) 森林整備保全事業工事標準仕様書については、近畿中国森林管理局ホームページを参照すること。
- (12) 本工事請負契約における契約約款は、近畿中国森林管理局ホームページの「国有林野事業工事請負契約約款（別表1の8）」をダウンロードすること。
- なお、上記のダウンロードをもって契約約款の交付に代え、契約約款の交付日は本公告日とする。

暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 部局長が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント業務等（以下「発注工事等」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

別表 1

工事名：城山山腹工事

1 競争参加資格	格付年度：令和 7・8 年度 格付内容：土木一式 等級：C 等級又は D 等級
2 同種工事	実績期間：平成 23 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に元請けとして完成・引渡し完了した同種工事 同種工事：森林土木工事（治山事業における渓間工事・山腹工事、治山災害対策工事、林道事業における林道新設工事（林業専用道を含む。）・林道改良工事（林業専用道を含む。）・林道災害復旧工事（林業専用道を含む。））
3 工事成績評定点の平均点	期 間：令和 5 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
4 所在地	山口県内又は隣接する島根県内、広島県内
5 申請書等	提出期間：令和 8 年 8 月 10 日から令和 8 年 8 月 24 日まで（休日を除く。）の 9 時 00 分から 17 時 00 分まで 提出場所：〒753-0094 山口県山口市野田 35-1 山口森林管理事務所 総務グループ 電話：050-3160-6155 メールアドレス：nyusatsu_yamaguchi@maff.go.jp
6 入札説明書等の交付・閲覧（紙入札方式の場合）	交付・閲覧期間：令和 8 年 8 月 7 日から令和 8 年 9 月 14 日まで（休日を除く。）の 9 時 00 分から 17 時 00 分まで
7 入札及び開札の日時、場所	【電子入札システムによる入札】 入札開始 令和 8 年 9 月 10 日 9 時 00 分 入札締切 令和 8 年 9 月 15 日 9 時 30 分 【紙入札方式による入札】 開札日に入札書を持参し開札場所において 令和 8 年 9 月 15 日 9 時 30 分に入札すること。 【開札の日時及び場所】 開札日時：令和 8 年 9 月 15 日 10 時 00 分 開札場所：山口森林管理事務所入札会場
8 国有林野事業工事請負契約約款	令和 8 年 1 月 5 日以降に契約を締結する工事の請負契約から適用

注：「休日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日をいう。

別表 2

工事名：城山山腹工事

1 競争参加資格の有無通知日	令和8年8月27日までに通知する
2 競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明	提出期限：令和8年9月7日17時00分 説明回答：令和8年9月14日までに回答する 閲覧期間：令和8年9月14日から令和8年9月18日まで （休日を除く。）の9時00分から17時00分まで
3 入札説明書及び閲覧図書等に対する質問	受領期間：令和8年8月8日から令和8年9月4日まで （休日を除く。）の9時00分から17時00分まで

注：「休日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日をいう。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

別紙様式

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

近畿中国森林管理局

〇〇森林管理署（事務所）長 〇〇 〇〇 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者

紙契約方式への変更承諾願

貴署（所）発注の〇〇〇工事について、電子契約システムを利用しての契約手続きができないため、紙契約方式への変更を承諾されたく申請します。

苦 情 申 立 書

令和 年 月 日

殿

申立者

(住 所)

(電 話 番 号)

(商号又は名称)

(代 表 者 名)

1 苦情申立ての対象となる契約名

2 不服のある事項

3 2の主張の根拠となる事項

注1 この申立書は、原則として電子メールにより提出してください。

2 この申立書（申立者の名称及び住所を含む）は、苦情の申立てに対する回答をしたときは、回答書とともに閲覧に供する方法により公表されます。

再 苦 情 申 立 書

令和 年 月 日

殿

申立者

(住 所)

(電 話 番 号)

(商号又は名称)

(代 表 者 名)

1 再苦情申立ての対象となる契約名

2 不服のある事項

3 2の主張の根拠となる事項

注1 この申立書は、原則として電子メールにより提出してください。

2 この申立書（申立者の名称及び住所を含む）は、再苦情の申立てに対する回答をしたときは、回答書とともに公表されます

3 また、公表に際しては、苦情申立書及び苦情の申立てに対する回答書も併せて公表されます。

(別記様式)

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
近畿中国森林管理局
〇〇森林管理署（事務所）長 殿

所在地
名称
代表者名 (押印不要)

通 知 書

下記のとおり、建設業法第 20 条の 2 第 2 項に基づき、発生するおそれがあると認める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

記

工事名：

- ☐ 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰
(建設業法施行規則第 13 条の 14 第 2 項第 1 号)

発生するおそれのある事象※ (例) 国際的な石炭価格上昇に伴うコンクリート価格の高騰

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：(例) 報道等の URL を記載又はファイルを別添

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

- ☐ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰
(建設業法施行規則第 13 条の 14 第 2 項第 2 号)

発生するおそれのある事象※ (例) 〇〇地震の復旧工事の本格化による交通誘導員の不足

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：(例) 報道等の URL を記載又はファイルを別添

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

以上

その他連絡事項(空欄可) (自由記述：上記のほか工期等に影響を与えることが想定される情報等)

(別記様式)

- (注) 1. 本通知書については、建設業法施行規則第13条の14第2項に規定する事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではない。
2. 本通知書を提出する場合は、落札決定(随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定)から契約締結までに提出するものとする。
3. 「上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先」欄においては、受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いること。(一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意すること。)
4. 本通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第20条の2第3項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができるが、当該協議については、本件工事の請負契約の 規定等(スライド条項の運用基準等を含む。)に基づき対応を行うものである ことに留意すること。
5. 本通知書を提出していない場合であっても、本件工事の請負契約の規定に基づき、請負契約の変更について発注者に対して受注者から協議を申し出ることができる。

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
近畿中国森林管理局
〇〇森林管理署長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

令和 年 月 日付けで入札公告のありました〇〇〇工事に係る競争に参加する資格について、確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当する者でないこと、入札公告の2(3)、(8)、(9)及び(11)の条件を満たすこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札公告の2(4)に定める同種工事の施工実績を記載した書面(様式2及び添付資料)
- 2 入札公告の2(5)に定める配置予定の技術者の状況等を記載した書面(様式3及び添付資料)
- 3 入札公告の2(5)エに定める専任の営業所技術者等の氏名が確認できる資料
- 4 入札公告の2(7)に定める工事成績評定通知書の写し
- 5 入札公告の2(10)に定める本店、支店又は営業所の所在が確認できる資料
- 6 入札公告の2(12)に定める届出の義務の履行が確認できる資料

〇／〇

様式 1-2

提出書類（競争参加資格）一覧（2回目以降の入札参加で、資料提出を省略可能なもの）

様式名称	添付書類	提出確認	（省略する場合）
様式 2	工事成績評定通知書等（写）	提出 / 省略	【記載例】〇〇年度〇〇地区〇〇工事（〇月〇日公告）に提出済み。（内容に異同はない。）
様式 3	工事成績評定通知書等（写）	提出 / 省略	
	資格者証等【監理技術者の場合】		
	監理技術者資格者証（写）	提出 / 省略	
	監理技術者講習修了証等（写）	提出 / 省略	
	直接的かつ恒常的な雇用関係が申請書提出日以前に3ヶ月以上ある証明書	提出 / 省略	
	資格者証等【主任技術者の場合】		
	保有する資格・免許を確認できる書類（写）	提出 / 省略	
	直接的かつ恒常的な雇用関係が申請書提出日以前に3ヶ月以上ある証明書	提出 / 省略	

〇／〇

（注1）様式2，3の添付書類について、令和8年4月1日以降の公告日における〇〇森林管理署（事務所）への入札参加が2回目以降となる場合は、令和8年4月1日以降の公告日で提出した上記添付資料のうち、初回以降に提出したものと内容に異同がない提出資料に限り、提出を省略できる。この場合は、「省略」を選択の上、当該資料を提出した入札の情報を記載すること。

なお、令和8年4月1日以降の公告において、〇〇森林管理署（事務所）への初参加の入札の場合は、「提出」を選択の上、添付資料を提出すること。

（注2）入札公告において明示した資格、実績又は試験（以下「資格等」という）を工事実績情報システム（CORINS）の登録が完了している工事により確認できる場合は、次に掲げる各様式のCORINS登録の有無欄にCORINS登録番号を記載することにより工事カルテ（写）の添付を省略できるものとする。

ただし、CORINSで確認できない場合は、入札公告において明示した資格等が確認できる資料の写しを添付すること。

- ① 同種工事の施工実績〈様式2〉
- ② 配置予定の主任（監理）技術者の資格・同種工事の経験〈様式3〉

同種工事の施工実績

会社名：

同種工事：入札説明書 4. の (4) による

項 目		
工 事 名 称 等	工事名	
	発注機関名	
	施工場所	(都道府県名・市町村名)
	契約金額	
	工期	令和 年 月 から 令和 年 月
	受注形態等	単体 / 共同企業体 (出資比率)
	CORINS 登録有無	有 (CORINS 登録番号) 無
工 事 概 要 等	工種	
	規模・寸法	
備 考		

〇/〇

注 1 平成 23 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に元請けとして、完成、引渡しを完了した同種工事の中から、代表的なものを 1 件記載する。

ただし、同種工事の要件が複数(例：「林道の新設工事(林道規格 2 級以上)」及び「治山事業(溪間工事又は山腹工事)」)の場合は、要件毎にそれぞれ 1 件、実績を記載すること(一方の要件に係る実績のみ記載の場合は、同種工事の実績等と見なさない)ので注意すること。ただし、同一工事で複数の要件を満たす場合は、その工事 1 件でよい。)

2 施工実績の証明には、①施工実績として記載した工事に係る契約書の写し(工事名、工期、発注機関、契約金額、工事場所、受注者名、社印を有する部分)、②同種工事が確認できる書類の写し(仕様書、工事数量内訳書等で工種、数量が確認できる部分)を添付すること。ただし、当該工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム(CORINS)」に登録されており、その登録内容から①及び②を確認できる場合は、CORINS の登録内容確認書(工事実績)の写し(①(社印部分は除く。))及び②が確認できる部分のみでよい。)又は当該工事の CORINS の登録番号の記載を契約書等の添付に代、施工証明とすることができる。

3 森林管理局長等が発注した同種工事は、工事成績評定通知書の写しを添付すること。ただし、工事成績評定点が 65 点未満の工事は、同種工事の施工実績とは認めない。

配置予定の主任（監理）技術者の資格・同種工事の経験

会社名：

従事役職		主任技術者又は監理技術者
氏名		
最終学歴		〇〇大学〇〇学科 年卒業
土木工事に関する実務経験年数		年
法令に関する資格・免許		1級土木施工管理技士 〇〇年〇〇月取得（登録番号：〇〇〇） 監理技術者資格者証 〇〇年〇〇月取得（登録番号：〇〇〇）
工事 経 験 の 概 要	工事名	
	発注機関名	
	施工場所	（府県名：市町村名）
	契約金額	
	工 期	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日
	従事役職	現場代理人 ・ 主任技術者 ・ 監理技術者
	工事内容（工種）	
	受注形態	単体/JV（出資比率）
	CORINS登録の有無	有（CORINS登録番号） ・ 無
申請時 における 他の工事 状況	工事名	
	発注機関名	
	工期	
	従事役職	
	本工事と重複する場合の 対応措置	
	CORINS登録の有無	有（CORINS登録番号） ・ 無
ヒアリング対象者		
専任の営業所技術者等氏名		

- 注1 申請時における他の工事の状況には、申請時に従事している全ての工事について、本工事を落札した場合の技術者の対応措置等を記入すること。なお、配置予定技術者として複数の候補技術者を記載できる。複数の技術者を登録する場合は、様式3を複写し作成すること。
- 2 工事経験の概要については、平成23年4月1日から令和8年3月31日までの間に完成・引渡しが完了した同種工事の施工経験を有する代表的な1件を記入する。
- ただし、同種工事の要件が複数(例:「林道の新設工事(林道規格2級以上)」及び「治山事業(溪間工事又は山腹工事)」)の場合は、要件毎にそれぞれ1件、施工経験を記載すること(一方の要件に係る施工経験のみ記載の場合は同種工事の施工経験等と見なさないので注意すること。
- ただし、同一工事で複数の要件を満たす場合は、その工事1件でよい。)。配置予定技術者の施工経験については、①施工経験として記載した工事に係る契約書の写し、②同種工事が確認できる書類の写し、③配置予定技術者が同種工事に従事したことが確認できる書類の写し(施工計画書等で従事実績が確認できる部分)を添付すること。
- なお、当該工事がCORINSに登録されており、その登録内容から上記①、②及び③を確認できる場合は、登録内容確認書(工事实績)の写し(①(社印部分を除く。)、②及び③が確認できる部分のみでよい。))又は当該工事のCORINSの登録番号の記載をもってを契約書等の添付に代え、施工証明とすることができる。
- 3 森林管理局長等が発注した同種工事は、工事成績評定通知書の写しを添付すること。
- ただし、工事成績評定点が65点以上のものに限る。
- 4 配置予定技術者が有する資格について確認できる資料を添付すること。
- 5 複数人を候補技術者としている場合は施工体制確認のため行うヒアリングの対象となる技術者の「ヒアリング対象者」欄に「○」を記入すること。
- 6 建設業法第7条第2号、第15条第2号に規定する営業所ごとに専任として置く営業所技術者等として登録されている者の氏名が確認できる資料(建設業許可申請の際に提出している「専任技術者一覧表」又は「専任技術者証明書(変更届けを含む。)」の写し等。)を添付すること。
- 7 市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写しを資料として添付する場合は、記号・番号等にマスキングが施されたものに限る。